

# 川島報告 「デジタル貿易ルールの展望」 へのコメント

2022年5月13日  
財務総合政策研究所  
第3回「中国研究会」  
渡邊真理子(学習院大学)

# まとめと質問 (1)

川島報告：アジア太平洋のデジタル貿易ルール  
－協定の構成＋政治的思惑からの分析

Q1 ルール内容自体が、ルール設定/運用の  
主導権(＝話語権)を左右するのでは？

より取引促進的・問題点解消的な内容の協定に  
吸引力がある、ということはないか？

経済政策としての協定という視点

# まとめと質問(2)

## データ/デジタルルールは必要

- 中国は、国内のデジタルルールの整備完了
  - データ産業政策も進めている
  - データの越境流通の審査の判断が、内外差別的
  - データの国家主権vs基本的人権としてのデータ

## Q2 「自由化」と「主権・権利保護」の二兎を追うルールが必要ではないか？

- 現状、どのルール(12枚目)がもっとも理想的か？
- 日本は、AIガバナンス、フィンテック、競争法執行にコミットしていないため、よりデジタル化の恩恵を受け取れなくなるか。
- 中国がこの分野を主導し、支持者が現れ、「話語権」を確立？

# デジタルルールはなぜ必要なのか？

## 技術革新の核にあるデジタル化

- デジタル化によるアンバンドリング
  - デジタル化：自動化・対面コストの低下 ⇒ 経済的価値を生む
- デジタル化
  - 電子データをアルゴリズムで処理するソフトウェアを通じて、コンピュータを動かす技術を導入すること
- データは資源
  - 個人の情報、人間の活動の情報自体を再生産できない財
  - データとアルゴリズムの所有権の配分が、効率性と公平性に影響
- その他のデジタル越境取引のためのルール

## データをめぐる政府介入

- 占有したデータを濫用
  - 消費者の粘着性維持のためのターゲティング、利用制限
  - 完全価格差別による消費者余剰の収奪
- 政府介入の方向性
  1. データ占有者への介入
    - FB、Google、アマゾンなどへの規制
  2. データ取引市場の創設
    - これは成功例がまだない。
    - データは経験財・オーダーメイド財なので、取引のための規格をつくるのが難しい

# 中国のデータをめぐる制度整備

## 経緯

1. データの社会での共有にもともと積極的
  - 個人情報保護の先駆けは業界管理
    - 征信業管理条例(2013)
  - 13次五か年計画:社会でのデータ共有
    - 社会信用体系建設規画概要(2014-2020)
2. 越境流通
  - スノーデン事件の衝撃(2013年)
  - 国家安全法(2015年)
  - サイバーセキュリティ法2017年
3. 個人情報保護
  1. 民法典+データ保護3法(右の2から4)
  2. プライバシーと個人情報の保護が明記
4. データの共有政府と社会情報の開放
  1. 第14次五か年計画 2021年
    1. デジタルチャイナ
    2. ビッグデータ市場
  2. 法治政府企画 2021年
    1. 政府データの公開

## データをめぐるルール

- 総体国家安全観のもとでのデータ保護4法 もしくは、国家安全法+データ3法
  1. 国家安全法 2015年
  2. サイバーセキュリティ法 2017年
  3. データ安全保護法 2021年
  4. 個人情報保護法 2021年

# 1. データ産業政策 産業奨励、しくみをつくる

## 1. 深セン市AI産業発展条例 (2021)

- 51条 公正でWTOルールに即した産業政策を行う。
- AI産業の発展のため、
  - 33条 公共データの開放
  - 35条 匿名化・非識別化の上データを流通
  - 36条 香港・マカオとの間で、越境データ管理システムと基準・規範を作る。
  - 37、38条 データとアルゴリズムを共有するプラットフォームを作る。
  - 47条 AI製品の発展のための政府調達
  - 70条 政府の規制
  - 72条 アルゴリズムの規制
  - 73条 アジャイルガバナンス。AIに関する社会実験を組織し、社会的公平性の与える研究を行い、産業発展政策を適宜調整する。

## 2. ビッグデータ発展規画(2021)

- ビッグデータ産業の制約
  - 4つの不足:社会認識、技術支援、市場体系、安全メカニズム
- 基本原則
  - 価値リード、基礎研究先行、システムの推進、イノベーションとの融合、安全発展、対外開放と協調
- **データ取引市場の構築**
  - データ資源価値評価体系の構築
  - データ資源取引ルールの構築
  - データ利用の資源配分の効率化
- 製造業ビッグデータ価値の向上
  - 原材料・設備・消費財・IT

# 2. 過度なガバメントアクセス

- サイバーセキュリティ法37条は、
  - 個人情報と重要データの越境移転に関して国家の審査を受けるとしている。
- 自動車産業に関して具体的規定(2021年8月)
  - 「自動車データ安全管理若干規定」
  - 「自動車採取データ安全要求」
    - 「指南」
  - (1)重要データとデータ運営者の範囲が過大であり(若干規定 第3条)、
  - (2)また「車外のデータ、車内のデータ、位置追跡データは越境してはならない(指南、5)」
  - 原則では、審査を通過したものは越境移動可能であるとされているが、実際に公開された細目においては、移動が禁止されている。
  - このため、日系自動車メーカーの生産・開発活動に支障をもたらしている。
- 目的の正当性、必要性、取得範囲過剰になっていなか。
- 自動車データ安全管理若干規定(試行)。
  - 第11条 中国が締結または発効した国際条約または協定に異なる規定がある場合には、中国が留保を宣言した規定を除き、当該国際条約または協定が適用される
- 例 越境移転に関する自動車産業向け細則
  - 重要データ、重要情報インフラ事業者の定義が広すぎ、越境禁止指定もある。
  - 自動車データ取扱事業者とは、自動車メーカー、部品・ソフトウェアサプライヤー、ディーラー、メンテナンス会社、旅行サービス会社など、自動車データ取扱業務を行う組織を指す。
  - 重要データ
    - a) 車外のデータ:カメラやレーダなどのセンサーによって車外環境から収集した道路、建物、地形、交通参加者などのデータと、それら进行处理して生成したデータ。
    - b) コックピットデータ:カメラ、赤外線センサー、指紋センサー、マイクなどのセンサーを用いて車両のコックピットから収集したデータと、それら进行处理して生成したデータ。
    - c) 稼働データ:パワートレイン、シャシーシステム、ボディシステム、コンフォートシステムなどの電気・電子システムから、スピードセンサー、温度センサー、アクセルスピードセンサー、圧力センサーなどを介して収集されたデータ。
    - 車外のデータ、車内のデータ、位置追跡データは越境してはならない。業務データを越境する必要がある場合は、国家ネットワーク情報部門が実施するデータ越境セキュリティ評価に合格しなければならない。
- ガバメントアクセスは、正当な目的に合致し、必要かつ比例的な方法で実施されるべきである。

# 中国のデータガバナンス

# ガバメントアクセスのルール形成にむけて

RIETI 独立行政法人経済産業研究所  
Research Institute of Economy, Trade and Industry

RIETIについて | サイトマップ | ヘルプ |

サイト内検索

研究テーマ フェロー(研究員) **論文** 出版物 イベント デ

ホーム > 論文 > ノンテクニカルサマリー > 2022年度

ノンテクニカルサマリー

## 中国のデータガバナンス：データ取引市場の推進と国家安全の強化

印刷

執筆者	原邊 真理子 (学習院大学)
研究プロジェクト	現代国際通商・投資システムの総合的研究 (第V期)
ダウンロード/関連リンク	ディスカッション・ペーパー22-019 (PDF:578KB)

このノンテクニカルサマリーは、分析結果を踏まえつつ、政策的含意を中心に大胆に記述したもので、DP・PDPの一部ではありません。分析内容の詳細はDP・PDP本文をお読みください。また、ここに述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織および（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

CFIEC 一般財団法人 国際経済連携推進センター  
Center for International Economic Collaboration

ホーム ▼ センターについて サイトマップ お問い合わせ

事業のカテゴリー: ガバメントアクセスと貿易ルールに関する検討会

報告書(暫定公開版):2022年2月1日

## ガバメントアクセスのルール形成に向けて

報告 ~個人データ・非個人データの国際流通の適正化~

報告の概要

民間部門が保有するデータを政府が利用すること(ガバメントアクセス)が不適切に行われた場合、国際間のデータ流通の直接的な阻害要因となるとともに、データの利活用を支える個人や企業の信頼を損なうことになる。必要かつ有益なガバメントアクセスは否定されてはならないものの、その判断基準を明確にし、必要なルールを共有することが求められる。不十分不明確不適切なルール形成はデータに関連する事業の開発や維持拡大に悪影響を与える。

例えば、政府が民間部門のデータの管理方針に不適切に強制的な介入をすると、他の法的義務や契約、運用方針などの事由からくる安全管理措置や秘密義務と相容れない対応を強いられることも想定される。また、ガバメントアクセスに正当性がある程度認められていても、民間部門の自発的なデータ提供の限度を超える過剰な要求が行われると、健全な事業活動や適切なデータの管理が困難になりかねない。国際間ではガバメントアクセスの適正範囲に関する判断基準や執行基準が国や地域間で異なることにより、民間部門におけるデータの取り扱いが分断化され、管理コストとリスクが増加させる。

日本の進めるDFFT(信頼性のある自由なデータ流通)の概念はG7、G20、OECDなどでの国際議論に良い影響を与えつつあり、その重要な要素としてガバメントアクセスについても進められている。国や地域の間で、適切なガバメントアクセスの範囲と条件について立場の違いから生じる国際間の摩擦を低減するために、準備段階として将来的な規則形成議論に資する要素(以下「規律要素」)に従って、必要かつ正当なガバメントアクセスと不適切なものとの間の判断基準を共有するための議論を始めるべきである。

本報告書は国際経済連携推進センター(CFIEC)内に設置された検討会での議論を取りまとめたものであるが、直接ガバメントアクセスのルール自体を提議するものではない。今後議論が進むにつれて明らかになる規律要素の意義と必要性について、現時点での事実関係と考え方の整理を行うことを主眼とする。また、現在先行するガバメントアクセスの議論は個人データを対象としたものが中心であるが、個人データと非個人データの区別が絶対的なものではない。個人情報保護以外の観点、例えば、デジタル分野の通商や経済を含む安全保障、知的財産やデータ駆動型イノベーションなどへの配慮も同様に重要である。国際的なデータ流通を支えるという観点からは、個人非個人とどちらか一方に限定しない包括的な視点が必要となる。また、複雑化する国際情勢の中では多様な観点が共存することを想定し、特定のイデオロギーや政体の違いを一方的に排除しない論議の仕方を取ることに留意した。